



平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 小糸製作所
代 表 者 名 取締役社長 大嶽昌宏
(コード番号 7 2 7 6 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 井上敦
(TEL 0 3 - 3 4 4 3 - 7 1 1 1)

公正取引委員会からの排除措置命令等に対する審判請求について

当社は、平成 25 年 3 月 22 日に公正取引委員会から、自動車用ランプの取引において独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為が認められるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

その後当社は、本命令の内容を慎重に検討して参りました結果、排除措置命令及び課徴金納付命令の内容につきましても、当社の認識と異なり、承服できないものであることから、本日、同委員会に対し審判の請求を行いました。

審判において当社の考え方を説明し、公正な判断を求めて参ります。

今後とも当社は、社会的責任を果たすべき企業として、さらなるコンプライアンス体制強化と再発防止策の徹底を図り、企業倫理遵守及び信頼回復に努めて参ります。

お客様、株主様をはじめ、ご関係の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜り、引き続きのご支援ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

以 上